

# 豊中市上下水道局グリーン購入推進方針

## 1. 趣旨

今日の環境問題は地球規模で深刻化しており、地球温暖化問題や廃棄物問題などを挙げることができる。その一因として、大量生産・大量消費・大量廃棄が考えられる。

これらの問題解決には、経済社会において環境負荷の少ない持続的発展が不可欠であり、企業・行政・市民等あらゆる主体において環境負荷の低減に努めていく必要がある。そのためには、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）へ需要の転換を促進していかなければならない。

行政としては、環境物品の積極的購入を促進することにより、需要面から取り組みを講じることができ、それが環境物品等の市場の形成や開発の促進につながり、更なる環境物品の購入という波及的な効果をもたらすものとなる。また、この様な取り組みは、より広範な主体が環境保全活動を行う影響を及ぼすものにもなりうる。

よって、豊中市上下水道局においては国等による環境物品等の調達推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第10条に基づいて『豊中市上下水道局グリーン購入推進方針』を定め、環境物品等の一層の推進を図る。

## 2. 環境物品等の調達推進に関する基本的な考え方

- (1) 物品等の調達にあたっては、価格や品質などとともに、環境保全の観点から環境負荷の低減が調達契約を決定する要素の一つとして考慮する。
- (2) 物品の調達等に関しては、節約・有効利用や適正量の調達や調達の必要性を考慮する。また、環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加しないよう配慮する。
- (3) 物品の廃棄にあたっては素材ごとの分別を行うなど適切な廃棄を行い、リサイクルを推奨する。また、長期使用や適正使用などにも留意し、環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。
- (4) 物品を選択する際には資源採取、製造、輸送、使用、廃棄（リサイクル）といった物品のライフサイクル全体において環境負荷の低減を考慮する。環境負荷の低減を考慮するにあたって、地球温暖化ガス、オゾン層破壊物質、大気、水、土壌等の汚染物質、生態系への影響、廃棄物等が可能な限り少ない製品を考慮・選択する。

## 3. 特定調達物品等について

「特定調達物品等」とは重点的に調達を推進する環境物品のうち判断基準に適合する環境物品のことであり、法第6条第2項第2号に規定するものである。その物品の品目と判断基準については、「グリーン購入基準表」（別表1）のとおりとする。また、特定調達物品等であるための要件ではないが、調達するに当たってさらに配慮することが望ましい配慮事項についても別表1のとおりとする。

## 4. 特定調達物品等以外の調達について

特定調達物品等以外の調達については、前述の「環境物品等の調達推進に関する基本的な考え方」を踏まえ、環境ラベル（別表2参照）のある製品やそれに準じた環境配慮型の物品を優先的に選択して調達する。

## **5 . 方針の見直し**

各年度において特定調達物品等に入っていない物品についても物品供給の動向や市場などの社会情勢の変化等にあわせて見直しを行う。

## **6 . 推進体制**

環境物品等の推進を図るために本方針は、総務課を中心として実施、推進及び事務を行うものとする。

## **7 . 実績の把握と公表**

本方針及び実績については、上下水道局ホームページ等で公表する。

## **8 . 施行日**

この方針は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

## グリーン購入基準表

分野	品目	判断基準	配慮事項
紙類 (01)	コピー用紙(01)	古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m <sup>2</sup> 以下であること。	製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
	フォーム用紙(02)	古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m <sup>2</sup> 以下であること。	
	インクジェットカラープリンター用塗工紙(03)	古紙配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m <sup>2</sup> 以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m <sup>2</sup> とする。	
	シアゾ感光紙(04)	古紙配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m <sup>2</sup> 以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m <sup>2</sup> とする。	
	印刷用紙(カラー用紙を除く)(05)	古紙配合率70%以上であること。 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m <sup>2</sup> 以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。	
	印刷用紙(カラー用紙)(06)	古紙配合率70%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m <sup>2</sup> 以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。	
	トイレットペーパー(07)	古紙配合率100%であること。	
	ティッシュペーパー(08)		
文具類等 (02)	文具類共通	金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。  注) 文具類に定める特定品目については、共通して上記の判断基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定品目について判断基準(印)を定めているものについては、上記の判断基準に代えて、当該品目について定める判断基準(印)を適用する。 また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断基準を適用する。	製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

分野	品目	判断基準	配慮事項
文具類 等 (02)	シャープペンシル (01)		残芯が少ないこと。
	シャープペンシル 替芯(02)	〔容器に適用〕	
	ボールペン(03)		芯が交換できること。
	マーキングペン (04)		消耗品が交換又は補充できること。
	鉛筆(05)		
	スタンプ台(06)		インク又は液が補充できること。
	朱肉(07)		
	印章セット(08)		液が補充できること。
	回転ゴム印(09)		
	定規(10)		
	トレー(11)		
	消しゴム(12)	〔巻紙(スリーブ)又はケースに適用〕	
	ステープラー(13)		再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
	ステープラー針リ ムーバー(14)		
	連射式クリップ (15)		
	事務用修正具 (テープ)(16)		消耗品が交換できること。
	事務用修正具 (液状)(17)	〔容器に適用〕	
	クラフトテープ (18)	製品本体については古紙配合率40%以上であること。	水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工が されていないこと。
	粘着テープ(布粘 着)(19)	製品本体については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。	
	両面粘着テープ (20)	製品本体については古紙配合率40%以上であること。	
	ブックスタンド (21)		
	ペンスタンド(22)		
	クリップケース (23)		
	はさみ(24)		再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の 工夫がなされていること。
	マグネット(玉) (25)		

分野	品目	判断基準	配慮事項
文具類 等 (02)	マグネット (バー)(26)		
	テープカッター (27)		
	パンチ(手動) (28)		
	モルトケース(紙 めくり用スポンジ ケース)(29)		
	紙めくりクリーム (30)	〔容器に適用〕	
	鉛筆削(手動) (31)		再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の 工夫がなされていること。
	OAクリナー(ウエット タイプ)(32)	〔容器に適用〕	内容物が補充できること。
	OAクリナー(液タイ プ)(33)		
	レターケース(34)		
	マウスパッド(35)		
	OAフィルター〔デスク トップ(CRT・液晶 用)〕(36)		
	カッターナイフ (37)		
	カッティングマット (38)		マットの両面が使用できること。
	デスクマット(39)		
	OHPフィルム (40)	再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されて いること。	
	絵筆(41)		
	絵の具(42)	〔容器に適用〕	
	墨汁(43)	〔容器に適用〕	
	のり(液状)(44)	〔容器に適用〕	内容物が補充できること。
	のり(澱粉のり) (45)		
のり(固形)(46)	〔容器・ケースに適用〕	消耗品が交換できること。	
のり(テープ) (47)			
ファイル(48)		表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄で きる構造になっていること。	
バインダー(49)			

分野	品目	判断基準	配慮事項
文具類 等 (02)	アルバム(50)		
	カードケース(51)		
	事務用封筒(紙製)(52)	古紙配合率40%以上であること。	
	けい紙(53)	古紙配合率70%以上であること。	塗工されているものについては塗工量が両面で30g/m <sup>2</sup> 以下であること、また、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。
	起案用紙(54)		
	ノート(55)		
	タックラベル(56)		水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
	インデックス(57)		
	付箋紙(58)		
	黒板拭き(59)		
	ホワイトボード用レザ- ザ-(60)		
	額縁(61)		
	ごみ箱(62)		
	リサイクルボックス(63)		
	缶・ボトルつぶし機 (64)		
名札(机上用) (65)			

分野	品目	判断基準	配慮事項
	名札（首下げ型） (66)		
インテリア・機器類等 (03)	いす(1)	金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。	修理や部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
	机(2)		
	棚(3)		
インテリア・機器類等 (03)	収納用什器（棚以外）(4)	木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/㎡以下であること。	製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	ローパーティション(5)	紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。	
	コートハンガー(6)		
	傘立て(7)		
	掲示板(8)		
	黒板(9)		
	ホワイトボード(10)		
カーテン （ポリエステル繊維を使用したもの）(11)	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。	製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維*が使用されていること。	
カーペット 〔織じゅうたん・ニードルパンチカーペット〕（ポリエステル繊維を使用したもの）(12)	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。	製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。	
ベッドフレーム(13)	金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/㎡以下であること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であ	修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

分野	品目	判断基準	配慮事項
インテリア・機器類等 (03)	マットレス(14)	<p>ること。</p> <p>主要部品（フェルト類を除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、主要繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>フェルト類に使用される繊維は全て未利用繊維であること。</p> <p>材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。</p> <p>ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p>	<p>修理が可能である等長期間の使用が可能ながなされている、または、分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
電気製品類 (04)	コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）(1)	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」）に基づく通商産業省告示（平成11年3月31日、第193号）に定める基準、または、「国際エネルギースタープログラム」（（財）省エネルギーセンター）の認定基準を満たすこと。</p>	<p>カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p>
	電子計算機（パソコン）(2)	<p>「省エネ法」基準を満たすこと。</p>	<p>使用済み製品（使用済み二次電池を含む。）の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>



分野	品目	判断基準	配慮事項
電気製品類 (04)	プリンタ等 (プリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機) (3)	「国際エネルギースタープログラム」の認定基準を満たすこと。	<p>使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>分解が容易であるなど、部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p> <p>紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	ファクシミリ (4)	「国際エネルギースタープログラム」の認定基準を満たすこと。	<p>使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	スキャナ (5)	「国際エネルギースタープログラム」の認定基準を満たすこと。	<p>使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

分野	品目	判断基準	配慮事項
電気製品類 (04)	磁気ディスク装置 (6)	<p>「省エネ法」基準を満たすこと。ただし以下のいずれかに該当するものは「磁気ディスク装置」に含まないものとする。</p> <p>記憶容量が1ギガバイト以下のもの。</p> <p>ディスクの直径が40mm以下のもの。</p> <p>最大データ転送速度が1秒につき3,200メガバイトを超えるもの</p>	<p>使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	ディスプレイ(7)	<p>「国際エネルギースタープログラム」の認定基準を満たすこと。</p>	<p>使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	電気冷蔵庫等 (冷蔵庫、冷凍庫、 冷凍冷蔵庫)(8)	<p>「省エネ法」基準を満たすこと。</p>	<p>冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材が多く使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	エアコンディショ ナー(9)	<p>「省エネ法」基準を満たすこと。</p>	<p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材が多く使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	テレビジョン受信機	<p>「省エネ法」基準を満たすこと。</p>	<p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び</p>

分野	品目	判断基準	配慮事項
電気製品類 (04)	(10)		省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	ビデオテープレコーダー (11)	「省エネ法」基準を満たすこと。	分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。  製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	蛍光灯照明器具 (12)	「省エネ法」基準を満たすこと。または、Hfインバータ方式器具であること。	分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
自動車 (05)	一般公用車 〔通常の行政事務の用に供するもの(乗車定員10名以下のものに限る。)〕 (特殊車、緊急車、バス、小型トラック等は除く。) (1)	新しい技術の活用等により、従来の自動車と比較して、著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 下記の基準を満たすガソリン自動車 A 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領」(運輸省告示・平成12年3月13日、第103号)の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、省エネ法に基づき定められた通商産業省・運輸省告示(平成11年3月31日、第2号)に定める基準を満たすこと。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には下記Bの判断の基準の自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。 B 乗用車以外の一般公用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領」(運輸省告示・平成12年3月13日、第103号)の基準(25%低減レベル以上)に適合し、かつ、省エネ法に基づき定められた通商産業省・運輸省告示(平成11年3月31日、第2号)に定める基準を満たすこと。	鉛の使用量(バッテリーに使用されているものを除く)が削減されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生材が多く使用されていること。

\* 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)や衣料等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品などを綿状に分解し再生したものをいう。

別表 2  
環境ラベル等

マーク	マークの名称	運営主体
	エコマーク	(財)日本環境協会
	グリーンマーク	(財)古紙再生促進センター
	GPNデータベース	グリーン購入ネットワーク事務局
	再生紙使用マーク	ごみゼロパートナーシップ会議
	牛乳パック再利用マーク	全国牛乳パックの再利用を考える連絡会
	PET ボトルリサイクル奨励マーク	PET ボトルリサイクル推進協議会
	国際エネルギースターロゴ	(財)省エネルギーセンター
	省エネ性マーク	(財)省エネルギーセンター
	低排出ガス車認定	国土交通省